

【まちの寄事業 事業概要】

（まちの寄事業について）

市内商店街などの「空き店舗」に新規出店し、持続的経営を担保しつつ、店舗が所在する地域の活性化に意欲をもった事業者に対し、出店前の事業・資金計画の作成や、オープン後の事業運営を横須賀商工会議所が伴走支援する事業です。事業の認定を受けることにより、事業計画の段階から、中小企業診断士等専門家のアドバイスを受けることができ、店舗が“地域コミュニティの核”となる事業を行うためのサポートを行います。

（出店対象エリアと物件）

- ・横須賀市内の空き店舗（認定日時点で3ヶ月以上募集を行っていた店舗 または全店舗の賃貸借契約満了から3ヶ月以上経過した店舗）
- ・市内の商店街および近隣顧客を見込める地域

（申請要件）

- ・出店のコンセプトが「まちの寄」事業に合致していること
- ・出店エリアに商店街組織がある場合、加入すること
- ・開店に当たっては、週4日以上、1日のうち3時間以上営業すること
- ・開店後は横須賀商工会議所に経営状況を、開店後3年間報告すること
- ・以下に該当しない方
 - ①市内外に本店があるフランチャイズチェーン店を出店しようとする方
 - ②市内の既存店舗を閉店し、新たに開店しようとする方
 - ③既にこの事業を活用したことがある方

（当事業のサポート内容について） 認定事業者には以下のサポートを行います

- 1 事業計画作成支援（中小企業診断士等による専門的なサポートを実施）
- 2 物件紹介・商圈分析・事業のニーズ分析
- 3 公的助成金や融資制度の紹介・活用支援
- 4 開業・開店にかかる届出・事務手続きのサポート
- 5 店舗・事業のPR支援（チラシ・HP・SNSなどのプロモーション支援）
- 6 オープン後の定期的なフォローアップ：（経営課題の解決に向けたサポート）

（「空き店舗出店促進事業補助金」（横須賀市の補助制度）について）

当事業に認定されると、当所では「まちの寄事業認定証」を発行します。当認を受けると、一定の要件を満たすことにより、横須賀市が実施する「空き店舗出店促進事業補助金」の対象となります。詳細は横須賀市の「空き店舗出店促進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

対象となるのは、店舗改装費・備品購入費・広告宣伝費となり、補助対象経費の1/2補助（最大50万円）となります

以 上